

財 計 第 1 6 8 1 号
令 和 6 年 3 月 2 5 日

国 土 交 通 大 臣 殿

財 務 大 臣 鈴 木 俊 一

予 算 決 算 及 び 会 計 令 第 8 5 条 の 基 準 に つ い て (回 答)

令 和 6 年 3 月 2 2 日 付 国 官 会 第 2 5 9 4 3 号 を も っ て 協 議 の あ っ た 標 記 の こ と に つ
い て は 、 異 存 が な い 。

国官会第25943号
令和6年3月22日

財 務 大 臣 殿

国 土 交 通 大 臣

予算決算及び会計令第85条の基準について（協議）

標記について、別紙のとおり定めることとしたいので、予算決算及び会計令第102条の3の規定により協議する。

(別紙)

予算決算及び会計令第85条の基準について

国土交通省所管に係る工事又は製造その他の請負契約であって、予定価格が1,000万円を超えるものについての予算決算及び会計令第85条(同令第98条において準用する場合を含む。)に規定する相手方となるべき者の申込みに係る価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないこととなるおそれがあると認められる場合の基準は、次の各号のいずれかによるものとする。

- 1 工事の請負契約については、その者の申込みに係る価格が、契約ごとに10分の7.5から10分の9.2の範囲内で契約担当官等の定める割合を予定価格に乗じて得た額に満たない場合
- 2 製造その他の請負契約のうち、測量に係る契約については、その者の申込みに係る価格が、契約ごとに10分の6から10分の8.2の範囲内で契約担当官等の定める割合を予定価格に乗じて得た額に満たない場合
- 3 製造その他の請負契約のうち、建設コンサルタント業務及び補償関係コンサルタント業務の委託に係る契約については、その者の申込みに係る価格が、契約ごとに10分の6から10分の8.1の範囲内で契約担当官等の定める割合を予定価格に乗じて得た額に満たない場合
- 4 製造その他の請負契約のうち、地質調査業務の委託に係る契約については、その者の申込みに係る価格が、契約ごとに3分の2から10分の8.5の範囲内で契約担当官等の定める割合を予定価格に乗じて得た額に満たない場合
- 5 製造その他の請負契約(測量、建設コンサルタント業務、補償関係コンサルタント業務及び地質調査業務の委託に係る契約を除く。)については、その者の申込みに係る価格が、契約ごとに予定価格に10分の6を乗じて得た額に満たない場合

○予算決算及び会計令第85条の基準について（財務大臣協議）（令和6年3月22日付け国官会第25943号）

改 正 案	現 行
<p style="text-align: right;">国官会第25943号 令和 6年3月22日</p> <p>財 務 大 臣 殿</p> <p style="text-align: center;">国 土 交 通 大 臣</p> <p style="text-align: center;">予算決算及び会計令第85条の基準について（協議）</p> <p>標記について、別紙のとおり定めることとしたいので、予算決算及び会計令第102条の3の規定により協議する。</p> <p>（別紙）</p> <p style="text-align: center;">予算決算及び会計令第85条の基準について</p> <p>国土交通省所管に係る工事又は製造その他の請負契約であって、予定価格が1,000万円を超えるものについての予算決算及び会計令第85条（同令第98条において準用する場合を含む。）に規定する相手方となるべき者の申込みに係る価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないこととなるおそれがあると認められる場合の基準は、次の各号のいずれかによるものとする。</p>	<p style="text-align: right;">国官会第22171号 平成31年3月20日</p> <p>財 務 大 臣 殿</p> <p style="text-align: center;">国 土 交 通 大 臣</p> <p style="text-align: center;">予算決算及び会計令第85条の基準について（協議）</p> <p>標記について、別紙のとおり定めることとしたいので、予算決算及び会計令第102条の3の規定により協議する。</p> <p>（別紙）</p> <p style="text-align: center;">予算決算及び会計令第85条の基準について</p> <p>国土交通省所管に係る工事又は製造その他の請負契約であって、予定価格が1,000万円を超えるものについての予算決算及び会計令第85条（同令第98条において準用する場合を含む。）に規定する相手方となるべき者の申込みに係る価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないこととなるおそれがあると認められる場合の基準は、次の各号のいずれかによるものとする。</p>

- 1 工事の請負契約については、その者の申込みに係る価格が、契約ごとに10の7.5から10分の9.2の範囲内で契約担当官等の定める割合を予定価格に乗じて得た額に満たない場合
- 2 製造その他の請負契約のうち、測量に係る契約については、その者の申込みに係る価格が、契約ごとに10分の6から10分の8.2の範囲内で契約担当官等の定める割合を予定価格に乗じて得た額に満たない場合
- 3 製造その他の請負契約のうち、建設コンサルタント業務及び補償関係コンサルタント業務の委託に係る契約については、その者の申込みに係る価格が、契約ごとに10分の6から10分の8.1の範囲内で契約担当官等の定める割合を予定価格に乗じて得た額に満たない場合
- 4 製造その他の請負契約のうち、地質調査業務の委託に係る契約については、その者の申込みに係る価格が、契約ごとに3分の2から10分の8.5の範囲内で契約担当官等の定める割合を予定価格に乗じて得た額に満たない場合
- 5 製造その他の請負契約（測量、建設コンサルタント業務、補償関係コンサルタント業務及び地質調査業務の委託に係る契約を除く。）については、その者の申込みに係る価格が、契約ごとに予定価格に10分の6を乗じて得た額に満たない場合

- 1 工事の請負契約については、その者の申込みに係る価格が、契約ごとに10の7.5から10分の9.2の範囲内で契約担当官等の定める割合を予定価格に乗じて得た額に満たない場合
- 2 製造その他の請負契約のうち、測量に係る契約については、その者の申込みに係る価格が、契約ごとに10分の6から10分の8.2の範囲内で契約担当官等の定める割合を予定価格に乗じて得た額に満たない場合
- 3 製造その他の請負契約のうち、建設コンサルタント業務及び補償関係コンサルタント業務の委託に係る契約については、その者の申込みに係る価格が、契約ごとに10分の6から10分の8の範囲内で契約担当官等の定める割合を予定価格に乗じて得た額に満たない場合
- 4 製造その他の請負契約のうち、地質調査業務の委託に係る契約については、その者の申込みに係る価格が、契約ごとに3分の2から10分の8.5の範囲内で契約担当官等の定める割合を予定価格に乗じて得た額に満たない場合
- 5 製造その他の請負契約（測量、建設コンサルタント業務、補償関係コンサルタント業務及び地質調査業務の委託に係る契約を除く。）については、その者の申込みに係る価格が、契約ごとに予定価格に10分の6を乗じて得た額に満たない場合